# 論点に対する回答(総務省)

議	題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省 庁	名	総務省
論	点	1. 入札・契約(物品・役務)(総務省)
		(1)コスト計測結果につき、御説明いただきたい(件数、一件あたりの作
		業時間(工程別)。

# 【回答】

説明資料 (P. 3及びP. 4) のとおり。

議題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省庁名	総務省
論 点	1. 入札・契約(物品・役務)(総務省)
	(2)前回の御説明では、30年度内に営業経歴書や誓約書及び役員等名簿
	の添付書類を廃止することとされていたが、検討状況について御説明
	いただきたい。

## 【回答】

営業経歴書及び誓約書・役員等名簿については、次回の競争参加資格定期 審査(有効期間:2019年度~2021年度、申請は来年1月から受付予定)から、 申請書本体への一本化を実施。

(説明資料 P. 2)

議題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省庁名	総務省
論 点	1. 入札・契約(物品・役務)(総務省)
	(3)電子応札率の上昇へ向けた取組状況について御説明いただきたい。(平
	成 29 年 3 月末実績: 47%、30 年度目標: 60%)。

# 【回答】

説明資料 (P. 2) のとおり。

	T.
議題	入札・契約手続の簡素化・建設業法の見直しの検討状況について
省庁名	総務省
論 点	1. 入札・契約(物品・役務)(総務省)
	(4)経済団体からの要望事項(経済団体の意見に対する回答、平成30年
	10月17日行政手続部会資料1-1参照)
	○競争入札参加資格に関し、有効期間の長期化及び資格の更新制を導
	入してほしいとの要望が経済団体から寄せられているが、できるだ
	け最新の状況を確認していることから、有効期間を3年間としてい
	るとの回答であった(経済団体の意見に対する回答、平成 30 年 10
	月 17 日行政手続部会資料 1 - 1 参照)。しかしながら、事業者の負
	担軽減の観点から、例えば、更新時にはより簡易な手続きで参加資
	格を付与するといった方法を検討する余地はないか。

### 【回答】

競争参加有資格者が次期の更新をインターネット申請によって手続を行う場合、申請入力画面において、登録されている業者コード、法人番号、本社住所、商号、名称、代表者名、希望する資格の種類等の登録情報が自動的に表示されるため、申請に当たっての入力作業時間が省力化となる。

インターネット申請を利用することで、紙媒体の申請よりも手続が簡素化になると考えられるため、インターネット申請の利用を検討されたい。

なお、添付書類については、法人番号等を活用した行政機関間のバックオフィス連携の実施に合わせた提出不要化に向けて対応中であり、引き続き手続簡素化に向けた取組を行ってまいりたい。